

堺市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

堺市環境影響評価条例施行規則(平成20年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(19)の項中「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成26年大阪府条例第177号)第7条又は第12条第1項」を「堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(令和2年条例第48号)第9条又は第15条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。